

公的研究費の不正使用の防止について

～ 取引業者の皆さまへ ～

流通科学大学では、公的研究費の不正使用防止のため、「不正使用をしない、起こさない」教育研究環境づくりに取り組んでいます。取引業者の皆さまにも、不正使用防止に向けた取り組みへの積極的なご協力をお願い致します。

§ 公的研究費の不正使用とは

実態を伴わない虚偽の書類(架空取引・架空請求)を作成し、実態があったものとして大学に提出し、不正に研究費を支出させる行為。預け金、書類の書換え等。

【預け金】

業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させること

【書類の書換え(差替え、品替え、品転)】

業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、大学から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させること

§ 不正使用に対する処分

不正使用に加担したと認定された場合は、その内容に応じて一定期間取引を停止します。また、不正内容及び取引停止等の措置について文部科学省等の関係機関に公表します。

万が一本学の教職員から「預け金」等の不正な要求があっても、絶対に不正に加担せず、また、看過することなく、**◆通報窓口◆**まで連絡いただきますようお願い致します。

◆通報窓口◆

流通科学大学 総務人事室総務課
〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1
TEL: 078-794-2578 / FAX: 078-794-4973

◎本件に関する問い合わせ先

流通科学大学 教務部
TEL: 078-794-2382 / FAX: 078-796-2414